

2011 年 8 月 10 日 東北労働金庫

書き損じ通帳・証書の誤廃棄について

平成23年6月3日、当庫新庄支店において、2009年度分の書き損じた預金通帳、定期預金証書(新規発行や繰越の際、氏名相違など誤って作成した通帳・証書)の綴り1つ(預金通帳5、預金証書14、預金契約の証1の合計20件)がないことが判明しました。

当庫監査部による内部監査で判明したもので、調査の結果、誤廃棄した可能性が高いものと判断しています。

対象の20名のお客様および関係各方面の皆様には、深くお詫びいたしますとともに、今後かかることのないよう、事務の一層の堅確化に努めてまいります。

なお、なくなった通帳、証書類には、磁気テープの破断処理や、証書の金額欄を***で 上書き訂正し、金額を消去していますので、たとえ、店頭に持ち込まれたとしてもお支払す ることはありません。

以上

〔本件に関するお問い合わせ先〕 東北労働金庫コンプライアンス統括部 電話:022-723-1121 担当 秋場・渡邊